特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和7年3月19日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づくに特別児童扶養手当の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。
②事務の概要	・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査 又はその請求に対する応答 ・未支払の手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・三重県への進達
	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)特別児童扶養手当特定個	人情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表66の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「法第19条第8号の主務省令」という。) 第93条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) ○特別児童扶養手当の支給に関する情報については、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び法第19条第8号の主務省令第2条の表・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」となっているもの(91の項) ○法第19条第8号の主務省令・第93条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	保健福祉部 障害福祉課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1171
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 5書又は全項目評価書において、!	及び全項目評価書		
#XC10 CV "O o						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークジ	システムを通じた	:入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠)確認を行い、個人番号	事務に係る横断的なガイドライン」に従い、個人番号 号が記載されている書類については施錠できる棚へ E行っている。		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全	≧項目評価又は重点項目評価を実施する		
	[3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ		クへの対策]		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行	不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対 でわれるリスクへの対策			
		システムを通じて不正かい・滅失・毀損リスクへ(な提供が行われるリスクへの対策 の対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		席する際にはログアウ	最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス たを行うなど、権限のない者によって不正に使用さ		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部 署	障害福祉課長 黒田 由美子	障害福祉課長 日美 富美代	事後	課長名の変更
平成28年12月28日	<u>事</u> 評価実施機関における担当部 署	障害福祉課長 日美 富美代	障害福祉課長 伊藤 豊	事後	課長名の変更
平成30年6月4日	(情報提供の根拠)	・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は 都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人 情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含ま れるもの(26、30、56の2、57、87、116の項)	・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は 都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人 情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含ま れるもの(16、26、30、56の2、57、87、116の項)	事前	
平成30年6月4日	I ー4ー② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	(追加)	・第三欄(情報提供者)が「国民年金その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれるもの(110、120の項)	事前	
平成30年6月4日	I -4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)・第19条、第30条、第31条、第44条	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)・第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2、第59条の3	事前	
平成30年6月4日	の計数か	平成27年7月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月4日	Ⅱ -2 対象人数 いつ時点 の計数か	平成27年7月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月4日	評価実施機関における担当部 署	障害福祉課長 伊藤 豊	障害福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月27日	I -4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	〇番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給ってととされている者」の項のうち、第四欄(特報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(19の項)・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が自由といるもの(16、26、30、56の2、57、87、116の項)・第三欄(情報提供者)が「国民年金その他の法・第三欄(情報提供者)が「国民年金その他の方ち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金をの他の方ち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給による給付の支給による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給による給付の支給による給付の支給による給付の支給によるもの(110、120の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)・第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2、第59条の3	〇特別児童扶養手当の支給に関する情報については、情報提供ネットワークによる情報提供 は行わない。	事後	
平成30年6月27日	I -4-② 法令上の根拠 (情報照会の根拠)	〇別表第二省令 ·第37条	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第37条	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ -1 対象人数 いつ時点 の計数か	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点 の計数か	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	IV−1	(追加)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV−2	(追加)	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3	(追加)	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-4	(追加)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV−5	(追加)	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-6	(追加)	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-7	(追加)	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-8	(追加)	[〇]自己点検	事後	
令和1年6月28日	IV-9	(追加)	十分である	事後	
令和2年8月31日	I I −1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和2年8月31日	<u> </u>	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられ ない	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ - 1 対象人数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年4月30日現在	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ -2 取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	
	I 関連情報 7. 特定個人情	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ -1 対象人数 いつ時点 の計数か	令和2年4月30日現在	令和3年12月15日現在	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和2年4月1日現在	令和3年12月15日現在	事後	
令和4年2月4日	I-4-② 法令上の根拠 (情報照会の根拠)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	I-1-② 事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ - 1 対象人数 いつ時点 の計数か	令和3年12月15日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和3年12月15日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ - 1 対象人数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ -2 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和6年9月25日	I-3法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律別表第一の主	1. 番号法第9条第1項及び別表66の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「法第19条第8号の主務省令」という。) 第93条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I -4-②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 〇特別児童扶養手当の支給に関する情報については、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」となっているもの(66の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第37条	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」となっているもの(91の項)	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ -1 対象人数 いつ時点 の計数か	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ - 2 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	事後	
令和7年3月19日	Ⅰ-1-② 事務の概要	・特別児童扶養手当証書の交付	削除	事後	
令和7年3月19日	IV −8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(追加)	十分である	事後	
令和7年3月19日	IV-8 判断の根拠	(追加)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、 個人番号の記載については複数人での確認を 行い、個人番号が記載されている書類について は施錠できる棚への保管をし、人為的ミスが発 生するリスクへの対策を行っている。	事後	
令和7年3月19日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策	(追加)	3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ−11 判断の根拠	(追加)	特定個人情報へのアクセスが可能な職員は、 必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員 のアクセス権限を設定している。また、離席する 際にはログアウトを行うなど、権限のない者に よって不正に使用されるリスクへの対策を行っ ている。	事後	